機密性２

登　第　５　８　号
令和６年３月２１日

秋田県司法書士会長　　殿

秋田地方法務局長
（公印省略）

令和６年度の固定資産評価替えに伴う評価額のない新築建物の課税標準価額の認定基準の改訂について

平素から、登記業務の円滑な事務処理に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、評価額のない新築建物の課税標準価額の認定基準（以下「認定基準」という。）の改訂については、昭和５９年１２月１日付け法務省民三第６１９０号民事局長通達をもって示されているところ、令和６年度は、地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第３４１条第６号に定める基準年度に当たり固定資産の評価替えが実施されたことから、同通達の記１に基づき、別紙１のとおり認定基準を改訂するとともに、経年減価補正率表を別紙２のとおり改訂しましたので、お知らせします。

つきましては、貴会所属会員の皆様へ周知方お取り計らい願います。

秋田県
司法書士会
－6.3.25
第1294号

秋田地方法務局管内新築建物課税標準価格認定基準表

別紙1

（基準年度　：　令和6年度）

（1平方メートル単価・単位：円）

種類＼構造	木　　造	れんが造・コンクリートブロック造	軽量鉄骨造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造	鉄骨鉄筋コンクリート造
居宅	106,000	－	124,000	123,000	146,000	－
共同住宅	102,000	－	124,000	123,000	146,000	－
旅館・料亭・ホテル	－	－	99,000	－	－	－
店舗・事務所・百貨店・銀行	84,000	－	77,000	106,000	－	－
劇場・病院	88,000	－	99,000	－	－	－
工場・倉庫・市場	40,000	－	46,000	88,000	114,000	－
土　蔵	－	－	－	－	－	－
附属家	57,000	－	66,000	125,000	162,000	－

※　本基準により難い場合は、類似する建物との均衡を考慮し個別具体的に認定することとする。

別紙２

経　年　減　価　補　正　率　表　（案）

1 木造建物減価補正率

経過年数	経年減点補正率
1	0.80
2	0.75
3	0.70
4	0.67
5	0.64
6	0.62
7	0.59
8	0.56
9	0.53
10	0.50
11	0.48
12	0.45
13	0.42
14	0.39
15	0.37
16	0.34
17	0.32
18	0.30
19	0.28
20	0.25
21	0.24
22	0.24
23	0.23
24	0.22
25	0.21
26	0.21
27以上	0.20

2 非木造建物減価補正率

経過年数	経年減点補正率
1	0.9579
2	0.9309
3	0.9038
4	0.8803
5	0.8569
6	0.8335
7	0.8100
8	0.7866
9	0.7632
10	0.7397
11	0.7163
12	0.6929
13	0.6695
14	0.6460
15	0.6225
16	0.5992
17	0.5757
18	0.5523
19	0.5288
20	0.5054
21	0.4820
22	0.4585
23	0.4388
24	0.4189
25	0.3992
26	0.3794
27	0.3596
28	0.3398
29	0.3228
30	0.3059
31	0.2916
32	0.2774
33	0.2631
34	0.2488
35	0.2345
36	0.2294
37	0.2243
38	0.2191
39	0.2140
40	0.2089
41	0.2071
42	0.2053
43	0.2036
44	0.2018
45以上	0.2000

※本表は、令和5年11月15日付け総務省告示第385号による改正後の固定資産評価基準（昭和38年12月25日自治省告示第158号）の「木造家屋経年減点補正率基準表」及び「非木造家屋経年減点補正率基準表」から平均値を算出したものである。